

でに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定通所介護事業所ごとに義務づけたものであるが、特に次の点に留意するものとする。

① 指定通所介護の利用定員（第4号）

利用定員とは、当該指定通所介護事業所において同時に指定通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいうものであること（第117条第4号の「指定通所リハビリテーションの利用定員」についても同趣旨）。

② 指定通所介護の内容及び利用料その他の費用の額（第5号）

「指定通所介護の内容」については、入浴、食事の有無等のサービスの内容を指すものであること（第117条第5号の「指定通所リハビリテーションの内容」についても同趣旨）。

③ サービス利用に当たっての留意事項（第7号）

利用者が指定通所介護の提供を受ける際に、利用者側が留意すべき事項（機能訓練室を利用する際の注意事項等）を指すものであること（第117条第7号についても同趣旨）。

④ 非常災害対策

（6）の非常災害に関する具体的計画を指すものであること（第117条第8号、第137条第8号、第153条第6号、第168条第6号及び第189条第8号についても同趣旨）。

（5）勤務体制の確保等

基準第101条は、利用者に対する適切な指定通所介護の提供を確保するため、職員の勤務体制等について規定したものであるが、このほか次の点に留意するものとする。

- ① 指定通所介護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、通所介護従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員及び介護職員の配置、管理者との兼務関係等を明確にすること。
- ② 同条第2項は、原則として、当該指定通所介護事業所の従業者たる通所介護従業者によって指定通所介護を提供するべきであるが、調理、洗濯等の利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行うことを認めるものであること。

（6）非常災害対策

基準第103条は、指定通所介護事業者は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期さなければならぬこととしたものである。なお「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている指定通所介護事業所にあってはその者に行わせるものとする。また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている指定通所介護事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせるものとする。

(7) 衛生管理等

基準第104条は、指定通所介護事業所の必要最低限の衛生管理等について規定したものであるが、このほか、次の点に留意するものとする。

- ① 指定通所介護事業者は、食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つこと。
- ② 空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。

(8) 準用

基準第105条の規定により、第8条から第17条まで、第19条、第21条、第26条、第27条、第32条から第39条まで及び第52条は、指定通所介護の事業について準用されるものであるため、第3の3の(1)から(7)まで、(9)、(11)、(14)、(15)及び(20)から(25)並びに第4の3の(4)を参照されたい。この場合において、準用される基準第39条により、整備すべき記録は以下のとおりである。

イ 指定通所介護に関する記録

- a. 通所介護計画書
- b. 提供した個々の指定通所介護に係る記録

ロ 準用される基準第26条に係る市町村への通知に係る記録

4 基準該当通所介護に関する基準

(1) 従業者の員数及び管理者（基準第106条及び107条）

常勤の従業者を置く必要がない点及び管理者が常勤である必要がない点を除けば、指定通所介護の基準と同様であり、第8の1を参照されたい。

(2) 設備に関する基準（基準第108条）

指定通所介護の場合と異なり、機能訓練や食事のためのスペースが確保されればよく、そのスペースが「機能訓練室」「食堂」といえるものである必要はないが、この点を除けば、指定通所介護の基準と同様であり、第8の2を参照されたい。

(3) 運営に関する基準

基準第109条の規定により、基準第8条から第14条まで、第16条、第17条、第19条、第21条、第26条、第27条、第32条から第39条まで、第52条、第92条及び第7章第4節（第96条第1項及び第105条を除く。）の規定は、基準該当通所介護の事業について準用されるものであるため、第3の3の(1)から(5)まで、(7)、(9)、(11)、(14)、(15)及び(20)から(25)まで、第4の3の(4)並びに第8の3を参照されたいこと。この場合において、準用される基準第96条第2項の規定は、基準該当通所介護事業者が利用者から受領する利用料について、当該サービスが結果的に保険給付の対象となる場合もならない場合も、特例居宅介護サービス費又は特例居宅支援サービス費を算定

するための基準となる費用の額（100分の90を乗ずる前の額）との間に不合理な差額が生じることを禁ずることにより、結果的に保険給付の対象となるサービスの利用料と、保険給付の対象とならないサービスの利用料との間に、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けることを禁止する趣旨である。なお、当該事業所による通所介護が複数の市町村において基準該当通所介護と認められる場合には、利用者の住所地によって利用料が異なることは認められないものである。

第9 通所リハビリテーション

1 人員に関する基準

(1) 指定通所リハビリテーション事業所が病院又は診療所である場合（ただし（2）の診療所である場合を除く）（基準第111条第1項）

① 医師（第1号）

イ 専任の常勤医師が1人以上勤務していること。

ロ 利用者数は、専任の常勤医師1人に対し1日40人以内であること。

② 理学療法士若しくは作業療法士又は看護婦、看護士、准看護婦若しくは准看護士（以下「従事者」という。）（第2号）

イ 利用者数は、専従する従事者2人に対し1単位20人以内とし、1日2単位を限度とすること。

ロ 専従する従事者2人のうち1人については、作業療法士若しくは理学療法士又は経験を有する看護婦であること。

ハ ロの従事者が経験を有する看護婦である場合（要するに、理学療法士又は作業療法士が専従する従事者に含まれない場合）にあっては、1単位につき週1日以上作業療法士又は理学療法士が勤務していること。

ニ 経験を有する看護婦とは、老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準（以下「老人診療報酬点数表」という。）に定める老人デイケア、重度痴呆患者デイケア、精神科デイケア、作業療法（老人作業療法を含む。）、理学療法（老人理学療法を含む。）に係る施設基準の届出を行った保険医療機関等において、それらに1年以上従事した者であること。

ホ 専従する従事者二人のうちロの従事者以外の者については、看護職員で差し支えないものであること。

③ 介護職員（第3号）

利用者の要介護状態等の実情を勘案して適当な数を配置すること。

(2) 指定通所リハビリテーション事業所が診療所である場合（基準第111条第2項）

① 医師（第1号）

イ 専任の医師が1人勤務していること。

ロ 患者数は、専任の医師1人に対し1日40人以内であること。

- ② 理学療法士若しくは作業療法士又は看護婦、看護士、准看護婦若しくは准看護士（以下「従事者」という。）（第2号）
- イ 利用者数は、専従する従事者2人に対し1単位10人以内とし、1日2単位を限度とする。
- ロ 専従する従事者2人のうち1人については、作業療法士若しくは理学療法士又は経験を有する看護婦であること。
- ハ 経験を有する看護婦とは、老人診療報酬点数表に定める老人デイケア・重度痴呆患者デイケア、精神科デイケア、作業療法（老人作業療法を含む。）、理学療法（老人理学療法を含む。）に係る施設基準の届出を行った保険医療機関等において、それらに1年以上従事した者であること。
- ニ 専従する従事者2人のうち上記②以外の者については、看護職員又は介護職員で差し支えないこと。

（3）指定通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設である場合（基準第111条第3項）

介護老人保健施設が行う指定通所リハビリテーション事業における人員に関する基準については、基準上は、指定通所リハビリテーションに係る人員についてのみの規定としているが、介護老人保健施設の入所者に係る人員の員数の合計は、以下のとおりとなるものである。

- ① 医師（第1号）
- イ 入所定員が100人に満たない介護老人保健施設で、常勤医師が1人以上配置されている場合にあっては、1人に加え、100から入所定員を除いた数に入所定員の3割をえた数を超える利用者の数を200で除した数以上の医師が常勤又は非常勤で配置されていることが必要であること。例えば、入所定員80人の介護老人保健施設の場合で54人の利用者がある場合は、介護老人保健施設の基準において必要な1人に、 $[54 - \{(100 - 80) + 80 \times 3\%]\} / 200$ の計算による0.05人分を加えた1.05人分が必要であること。
- ロ イ以外の介護老人保健施設の場合にあっては、介護老人保健施設の基準において最低限配置することとされている医師の数に加え、入所定員の3割を超える利用者の数を200で除した数以上の医師が常勤又は非常勤で配置されていることが必要であること。例えば、入所定員120人の介護老人保健施設で56人の利用者がある場合は、介護老人保健施設の基準において必要な1.2人の医師に、 $(56 - 120 \times 3\%) / 200$ の計算による0.1人分を加えた1.3人分の配置が必要であること。
- ② 理学療法士又は作業療法士（第2号）
- 常勤換算方法で、利用者数に入所者数を加えた合計数を100で除して得た数以上の員数を配置するものである。
- ③ 看護職員又は介護職員（第3号）
- イ 専従の看護・介護職員は、指定通所リハビリテーションの提供時間帯以外の時間帯において介護老人保健施設の入所者に対するサービスの提

供に当たることは、差し支えないものである。ただし、介護老人保健施設の看護・介護職員の常勤換算方法における勤務延時間数に、指定通所リハビリテーションに従事した勤務時間は含まれないものである。

□ 専従の従事者の中に看護職員が含まれていない場合においても、専任の看護職員を少なくとも1名配置するものとする。ただし、当該専任の看護職員は、通所リハビリテーション業務に支障がない限り、入所者に対する業務と兼務しても差し支えない。

④ 支援相談員（第4号）

常勤換算方法で、利用者数に入所者数を加えた合計数を100で除して得た数以上の員数を配置するものである。

2 設備に関する基準

(1) 指定通所リハビリテーション事業を行う事業所ごとに備える設備については、専ら当該事業の用に供するものでなければならないこととされているが、病院、診療所、介護老人保健施設が互いに併設される場合（同一敷地内にある場合、又は公道をはさんで隣接している場合をいう。）であって、そのうちの複数の施設において、指定通所リハビリテーション事業を行う場合には、以下の条件に適合するときは、それぞれの指定通所リハビリテーションを行うためのスペースが同一の部屋等であっても差し支えないものとする。

- ① 当該部屋等において、それぞれの指定通所リハビリテーションを行うためのスペースが明確に区分されていること。
- ② それぞれの指定通所リハビリテーションを行うためのスペースが、次に掲げる面積要件（基準第112条各号）を満たしていること。
 - イ 病院又は診療所（基準第111条第2項の適用を受けるものを除く。）の場合 利用定員が15人までは45平方メートル以上、それ以上利用定員が1人増すごとに3平方メートルを加えた面積以上のものを有すること。
 - ロ 基準第111条第2項の適用を受ける診療所の場合 利用定員が10人までは30平方メートル以上、それ以上利用定員が1人増すごとに3平方メートルを加えた面積以上のものを有すること。
 - ハ 介護老人保健施設の場合 当該部屋等の面積と利用者用に確保されている食堂の面積の合計が、3平方メートルに利用定員数を乗じて得た面積以上であるものを有すること。

(2) 指定通所リハビリテーションを行うためのスペースと、当該指定通所リハビリテーション事業所と併設の関係にある特別養護老人ホーム、社会福祉施設等における指定通所介護の機能訓練室等との関係については、第8の2の(2)の②を参照されたい。

3 運営に関する基準

(1) 通所リハビリテーションの具体的取扱方針及び通所リハビリテーション

計画の作成

基準第114条及び第115条に定めるところによるほか、次の点に留意するものとする。

- ① 指定通所リハビリテーションは、個々の利用者に応じて作成された通所リハビリテーション計画に基づいて行われるものであるが、グループごとにサービス提供が行われることを妨げるものではないこと。
- ② 指定通所リハビリテーション計画は、医師の診察内容及び運動機能検査等の結果を基に、指定通所リハビリテーションの提供に関わる従業者が共同して個々の利用者ごとに作成するものであること。
- ③ 指定通所リハビリテーション計画の目標及び内容については、利用者又は家族に説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行うこと。
- ④ 痴呆の状態にある要介護者等で、他の要介護者と同じグループとして、指定通所リハビリテーションを提供することが困難な場合には、必要に応じグループを分けて対応すること。
- ⑤ 指定通所リハビリテーションをより効果的に実施するため、支援相談員や医療ソーシャルワーカー等の協力を得て実施することが望ましいこと。
- ⑥ 主として痴呆等の精神障害を有する利用者を対象とした指定通所リハビリテーションにあっては、作業療法士等の従事者により、主として脳血管疾患等に起因する運動障害を有する利用者にあっては、理学療法士等の従業者により効果的に実施されるべきものであること。

(2) 管理者等の責務

基準第116条第1項は、指定通所リハビリテーション事業所の管理者は、医師、理学療法士、作業療法士又は専ら指定通所リハビリテーションの提供に当たる看護婦又は看護士のうちから選任した者に、必要な管理の代行をさせることができる旨を明記したものである。この場合、組織図等により、指揮命令系統を明確にしておく必要がある。

(3) 衛生管理等

基準第118条第1項は、指定通所リハビリテーション事業所の必要最低限の衛生管理等を規定したものであるが、このほか、次の点に留意するものとする。

- ① 指定通所リハビリテーション事業者は、食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つこと。
- ② 医薬品の管理については、当該指定通所リハビリテーション事業所の実情に応じ、地域の薬局の薬剤師の協力を得て行うことも考えられること。
- ③ 空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。

(4) 準用

基準第119条の規定により、基準第8条から第13条まで、第15条から第17条まで、第19条、第21条、第26条、第27条、第32条、